

医科点数表の解釈

平成30年4月版

Web追補 No.8 (平成31年1月号)

平成 31 年 1 月 8 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成30年12月11日 厚生労働省告示第410号 (平成30年12月12日適用)
 - 平成30年12月13日 厚生労働省告示第414号 (平成30年12月14日適用)
 - 平成30年12月28日 厚生労働省告示第432号 (平成31年1月1日適用)
 - 平成30年12月28日 保医発1228第1号 (平成31年1月1日適用)
 - 平成30年12月28日 保医発1228第2号
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
43	—	下から1行目	[次行に次のように追加] 平成30年12月28日 厚生労働省告示第432号 (平成31年1月1日から適用)	
512			[D006-3Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及びD006-5染色体検査の「注」の分染法加算の所定点数を合算した点数(1,597点)を準用する項目として追加] ◇ 膀胱がん関連遺伝子検査 ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、D006-3Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及びD006-5染色体検査の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、K803膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。 ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、K803膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 エ 本検査と同時にN004細胞診の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (平30.12.28 保医発 1228 1)	
549			[D014自己抗体検査の「注1」の本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目行った場合」の所定点数(320点)を準用する項目として追加] ◇ 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画 ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、D014自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目行った場合」の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。 ウ 本検査とD008内分泌学的検査の「41」メタネフリン、同区分「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は同区分「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載する。 (平30.12.28 保医発 1228 1)	
1131	—	上から1行目	第4章 経過措置	第4章 経過措置等 第1部 経過措置
1132			[「第4章」に「第2部」として次のように追加] 第2部 算定制限 第1章の規定にかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7(妊婦に対して初診を行った場合に限る。)、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注10及び注11に規定する加算に ◇ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表第1章A000初診料の「注7」(妊婦に対して初診を行った場合に限る。),「注10」及び「注11」, A001再診料の「注5」(妊婦に対して再診を行った場合に限る。),「注15」及び「注16」並びにA002外来診療料の「注8」(妊婦に対して再診を行った場合に限る。),「注10」及び「注11」に規定する加算については、平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できない。なお、当該加算の算	

頁	欄	行	変更前	変更後
			算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。	定については、平成30年12月31日まで、なお従前の例による。 (平30.12.28 保医発 1228 2)
1396	—	上から 5 行目	(最終改正;平成30年11月30日 厚生労働省告示第405号) 【黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み】	(最終改正;平成30年12月13日 厚生労働省告示第414号)
1399	—	上から25行目	【次行に追加】	三 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第4項各号に掲げる患者申出療養に係る薬物を使用する場合
1400	—	上から20行目	、スー ज्याス配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミーナ配合錠(1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)、トラディアンズ配合錠A P、トラディアンズ配合錠B P、メトアナ配合錠HD及びメトアナ配合錠LD 【黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み】	、スー ज्याス配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミーナ配合錠(1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)、トラディアンズ配合錠A P、トラディアンズ配合錠B P、メトアナ配合錠HD、メトアナ配合錠LD及びジャルカ配合錠

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。

診療報酬関連情報ナビ

Navigation

「医科点数表の解釈」
無料サポートサービス

- 「医科点数表の解釈」Web追補
 - 「医科点数表の解釈」の内容に変更等が生じた場合に、原則として月1回、追補をPDFにて掲載します。
- 診療報酬関連情報データベース
 - 「医科点数表の解釈」発刊以後の診療報酬関連情報(省令・告示・通知・事務連絡)について、公布日(発端日)順にリストアップしています。
 - 「区分」欄には種別ごとに色分けして掲載しています。
 - 【省令(□=白)・告示(■=青)・通知(■=緑)・事務連絡(■=赤)・その他(■=黄)】
 - 「区分」欄は下記のカテゴリーに分けて表示しています。カテゴリーが複数にまたがるものはすべて表示しています。

点 数	診療報酬点数表関連(医科・歯科・調剤・施設基準・記載要領関連等を含む)
薬 剤	薬価基準関連等
材 料	特定保険医療材料関連等(特定診療報酬算定医療機器関連等を含む)
DPC	DPC/PDPS関連等

■PDFをご覧になる場合は「タイトル」欄の文字をクリックしてください。
 ■薬価基準改正関連、経過措置品目取裁関連等における具体的な品目等については、「薬価基準追補サービス」を併せてご利用ください。
 ■本サービスのご利用は無料です。なお、RSS 機能をご利用いただくと便利です。

1 社会保険研究所ウェブサイトへアクセスしてください。
左や下の方にボタンがあります。

3 必要な情報を閲覧できます。

2 クリックで「診療報酬関連情報ナビ」へジャンプします。
お調べになりたい部分をクリックしてください。